

神奈川県 平成25年度 指定障害福祉サービス事業 者等に対する集団指導資料

開催日：平成25年10月23日（水）

神奈川県
保健福祉局福祉部障害サービス課
監査グループ・事業支援グループ・施設福祉グループ

集団指導【次第】

【監査グループ】

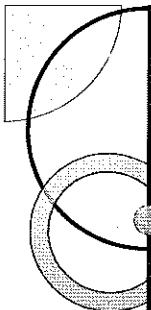
- 1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく 実地指導・監査について
- 2 平成24年度の実地指導結果について
- 3 指定障害福祉サービス事業所の指定取消しについて
- 4 業務管理体制の届出について
- 5 事故報告その他について

【事業支援グループ】

- 1 請求事務に関する現状及び留意事項について
- 2 現在の事業に変更が発生した場合の手続と届出の方法
- 3 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について
- 4 メールアドレスの登録について

【施設福祉グループ】

- 1 障害児通所支援の請求事務に係る留意事項等
- 2 障害者虐待防止法について



目 次

- 1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく実地指導・監査について
- 2 平成24年度の実地指導結果について
- 3 指定障害福祉サービス事業所等の指定取消しについて
- 4 業務管理体制の届出について
- 5 事故報告

平成25年10月23日
神奈川県保健福祉局福祉部
障害サービス課監査グループ

神奈川県が行う指導・監査の実施形態

「神奈川県障害福祉に係る指定事業者等指導実施要綱」、「神奈川県障害福祉に係る指定事業者等監査実施要綱」、「神奈川県児童福祉に係る指定施設設置者等指導実施要綱」及び「神奈川県児童福祉に係る指定施設設置者等監査実施要綱」に基づき実施。

指導	実地指導	サービスの内容等又は介護給付費等の請求の適正化を図ることを目的に実施する。
	集団指導	指定障害福祉サービス事業者等に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、講習会形式で行う。
監査	サービス内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施する。	

1 集団指導

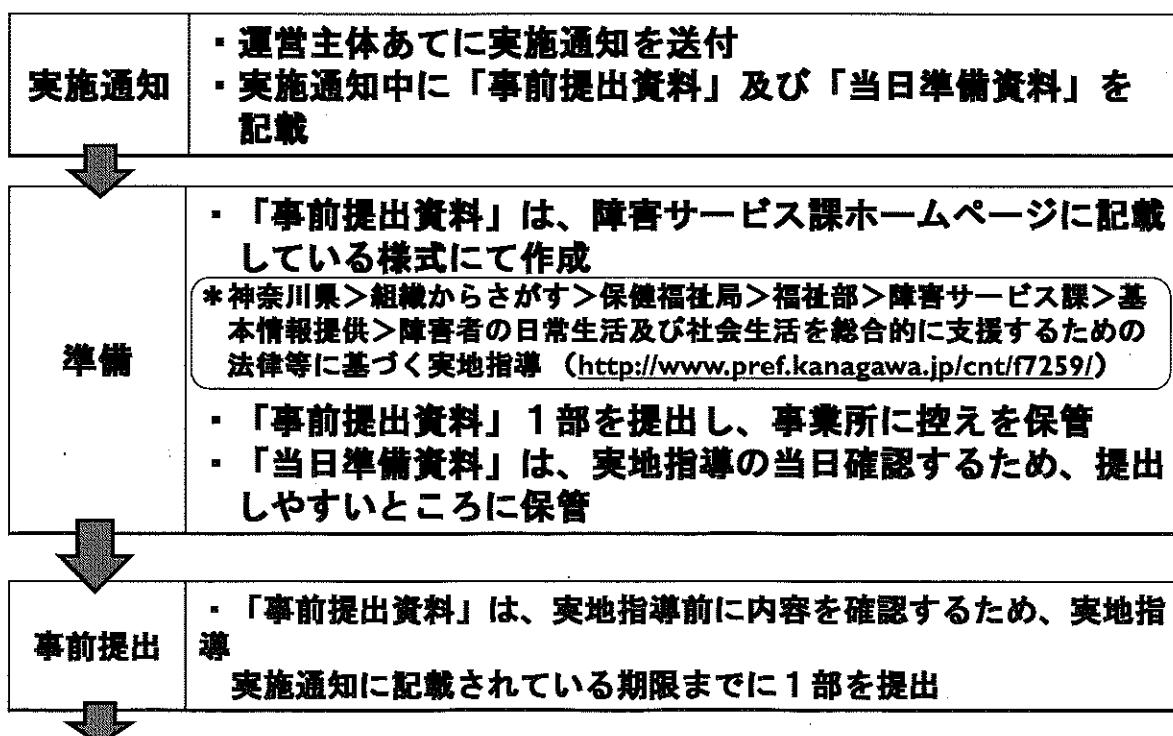
指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設設置者（以下「県指定事業者等」という。）を対象として、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容について、説明会方式で実施。

2 実地指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項、児童福祉法第57条の3第2項及び第57条3の3第3項の規程に基づき、サービス提供実績があった事業所を対象とし、事業所を単位として実地指導を行う。

5

実地指導の流れ



6

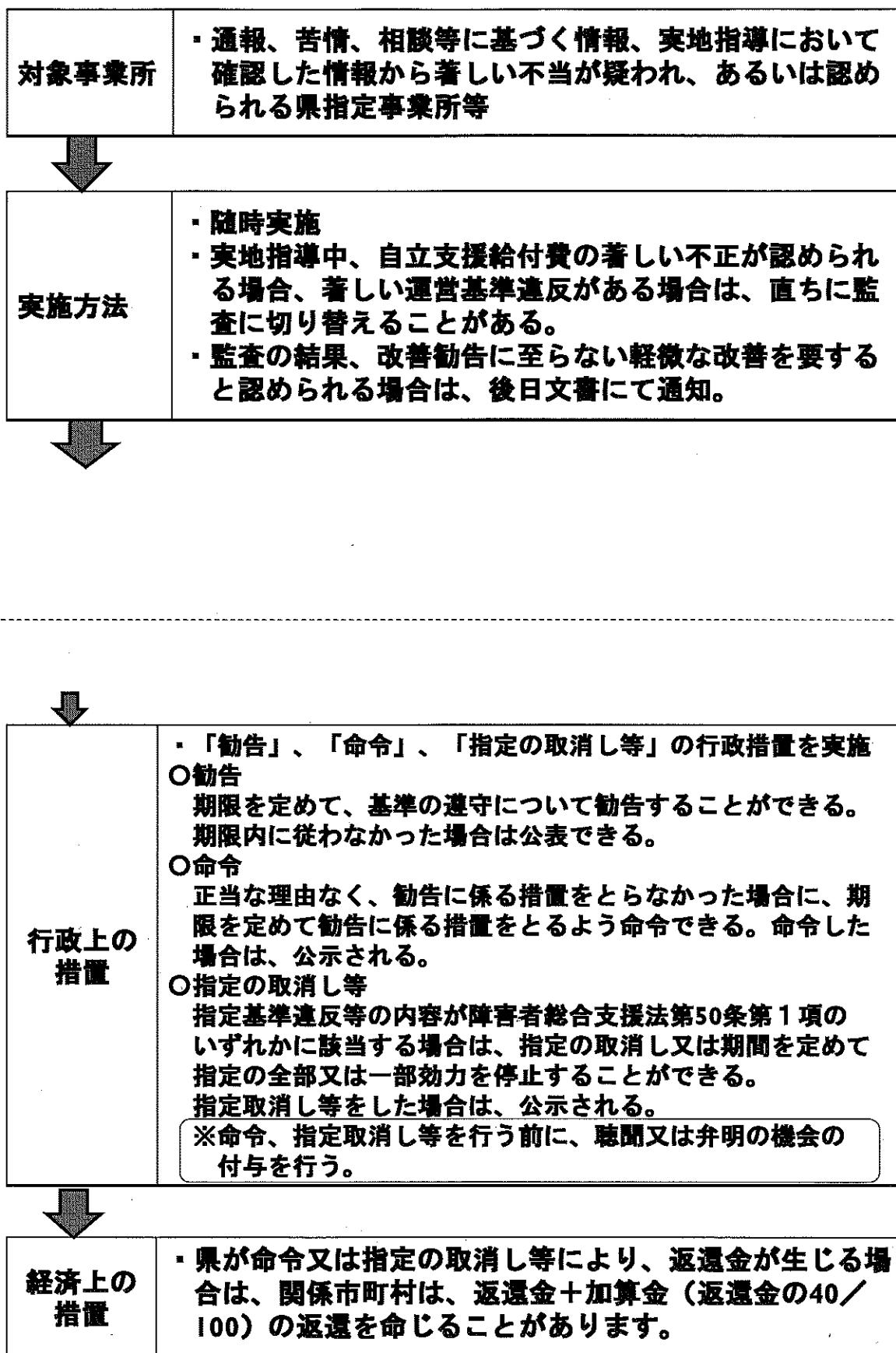
↓	
当日対応	<ul style="list-style-type: none"> ・人員体制や運営全般、サービス提供内容、報酬請求について説明できる方（管理者、サービス管理責任者等） ・「事前提出資料」及び「当日用意資料」をもとに、聞き取り、書類の確認を実施 ・必要に応じ、他の従業者に聞き取る場合あり ・当日の指導内容は、記録をとり、改善に取り組む体制を整備
↓	
結果通知	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導後、指摘事項について、実地指導結果として通知 ・通知に記載された指導事項については、通知に記載されている報告期限までに改善報告書を提出 ・通知の指導事項の改善を報告書で確認し、支障がないと判断した場合、実地指導完了

7

3 監査

指定基準違反及び自立支援給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合、又はその疑いがある場合に、障害者総合支援法第48条第1項、児童福祉法第21条の5の21及び第24条の15の規定に基づき、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

監査及びそれに伴う行政措置



関係根拠法令

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年11月7日法律第123号）

○県条例

- ・ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第11号）
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第13号）
- ・ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第9号）
- ・ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第10号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第5号）
- ・ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第7号）
- ・ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第8号）

●基準省令

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）
- ・ 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）

●解釈通知

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）

13

●報酬告示

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号） 注 平成25年3月29日厚生労働省告示第103号改正現在
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）

●留意事項通知

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

14

○苦情解決の仕組みの指針

- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年障第452号ほか 厚生省通知）

○リスクマネジメントの取り組み指針

- ・福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」について（平成14年4月22日 厚生省HP）

○参考図書

- ・障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編と報酬編
中央法規出版

15

平成24年度 指摘事項の具体的な事例

・平成24年度 実地指導実施事業所数一覧

	サービス名	訪問系	通所系	居住系	短期入所	相談支援	児童系	合計
	実地指導対象数	706	383	276	74	191	225	1,855
社福	実地指導実施数	37	93	61	31	0	14	236
その他	実地指導実施数	70	9	18	4	0	4	105

単位:件数

16

区分	項目	内 容
運営管理	内容、手続きの説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の有効期間が終了してるが、作成されていない。 ・契約書等の契約時の書類に不備がある。 ・内容がサービスの実態や運営規程、重要事項説明書と不一致。
	契約支給量の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証に受給者証記載事項を記載していない。
	介護給付費の額にかかる通知	<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領により市町村から自立支援給付費を支給された場合、利用者に対しその額を通知していない。 ・市町村からの介護給付費の支給前に法定代理受領通知をしていない。
	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の職種・員数、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域など、サービスの実態が重要事項説明書等とあってない。 ・運営規程を変更しているが、県に届出をしていない。
	勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び従業者に労働契約書（労働条件通知書）を交付していない。 ・契約書等を交付しているが、必要事項を記載していない。実態とあってない。 ・研修の機会を確保していない。
	非常災害の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に対する具体的な計画が立てられていない。 ・避難訓練等、必要な訓練を定期的に実施していない。 ・避難訓練の実施記録が整備されていない。
	変更の届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の管理者（サービス管理責任者）、平面図、運営規程、事業所所在地等が変更されているが、10日以内に届出していない。

17

区分	項目	内 容
利用者待遇・支援	個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成に係る会議を開催していなかった。 ・サービス管理責任者が個別支援計画作成の全ての手順に関わっていない。 ・モニタリングを行うに当たり定期的に利用者に面接していない。 ・個別支援計画に、文書により利用者の同意を得ていない。 ・個別支援計画内の提供サービス内容、アセスメント記録及びモニタリング記録が不十分。
	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・他指定事業所等への利用者等に関する情報提供を行う際、文書による利用者等への同意を得ていない。
	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生後、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行っていない。 ・事故発生後に必要な措置を講じていない。 ・利用者等から受けた苦情内容等を記録していない。
	預り金の管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・預り金の管理について、預貯金証書類及び印鑑などの保管責任者をそれぞれ別人とする等、内部牽制が機能する体制となっていない。 ・利用者の預り金の管理を行う際に、利用者との保管依頼書（契約書）を取り交わしていない。
	利用者負担額に係る管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等から金銭の支払いを受けた際に領収書を交付していない。 ・利用者等から徴している光熱水費が、実績に基づく額となっていない。
	身体拘束の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録がない。

18

区分	項目	内容
請求事務処理等	介護給付費等の請求誤り	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準上必要な人員が配置されていない。 ・個別支援計画未作成による請求誤りがある。 ・指定事業所職員以外の従業者によるサービス提供分を請求している事例がある。 ・短期入所サービス費の算定に誤りがあった。（請求単価の誤りがある）
	欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況、相談援助の内容等の記録がない。
	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用開始から30日の間が、暦日で30日間越えてい る。
	食事提供体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算が食事を提供する体制に係るため、複数回分の算定はできないが、複数回算定されている。
	送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算の記録が整備されていない。 ・計算誤りがある。
	夜間支援体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な介護等の支援を提供できる人員体制がない。
帰宅時支援加算		<ul style="list-style-type: none"> ・外泊日数が7日未満にも関わらず、7日以上の単位で請求している。 ・家族等との連携や利用者の居宅等における生活状況を記録していない。

19

区分	項目	内容
請求事務処理等	入院時支援特別加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入院からはじめの8日間は入院・外泊時加算（Ⅰ）を算定し、引き続き入院する場合は、82日を限度として入院・外泊時加算（Ⅱ）を算定。さらに引き続き入院を算定する場合は、入院時支援特別加算を算定するべきところ、その通りになっていない。
	特別支援加算（児童）	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に県へ届出をした加算の対象となる障害児（以下「加算対象児」という。）に対して、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行った場合に、支援を受けた加算対象児1人に、支援をした日数分を加算できることになっているが、支援有無に関わらず加算対象児全てに一律に加算をしている。
	緊急時対応加算（居宅介護）	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護計画に位置づけられているサービス提供についても、加算を算定している。

実地指導の結果、各サービス費（加算減算を含む）の算定要件を満たしていないかったため、介護給付費等の返還をしなければならない事業所が数多く見られる。国の報酬告示等を再度確認の上、過去の請求分について自主的に点検をし、不適切な算定がありましたら、市町村と相談の上、遅延して適性に算定（自主返還）すること。

指定障害福祉サービス事業所の指定取消し等について

- 平成24年度指定取消し・停止の事例（全国）

法人種別	事業種別	処分の種類	不正内容
社会福祉法人	居宅介護	指定取消し	不正請求 サービスの提供実態がないにも関わらず虚偽の報告を行い不正に給付費を受領。
特定非営利活動法人	居宅介護 重度訪問介護	指定取消し	不正請求、不正不当行為 勤務実態のないヘルパーが勤務していたと虚偽の報告を行い不正に給付費を受領。
営利法人	就労継続支援A型、B型	指定取消し	不正請求、不正手段による指定 指定日より配置不可能な職員を雇用するとして不正申請、その後も人員基準を満たさないまま不正に給付費を受領。
特定非営利活動法人	就労移行支援、就労継続支援B型	指定取消し	不正請求、不正不当行為 架空請求により不正に給付費を受領。 急遽事業所を休止し、一方的に利用者との契約を打ち切った。
社会福祉法人	共同生活介護	効力停止	人格の尊重義務違反 従業員による利用者への暴行が行われた。虐待防止体制が不十分であった。3ヶ月の全部効力停止。

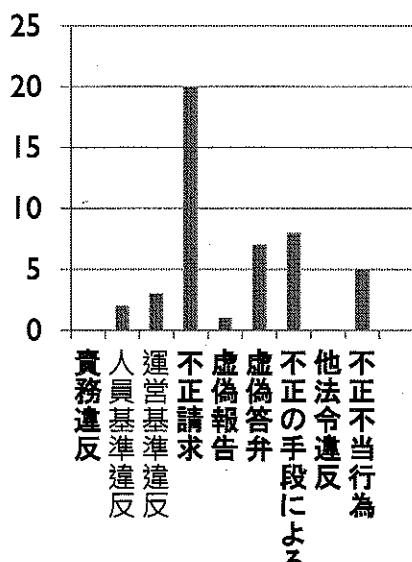
21

平成24年度 指定取消し数（全国）

取消し事由

- 指定取消し 27事業所
- 一部効力停止 2事業所

（指定取消し事業所の中には複数の取消し事由により指定取消しとなっている事業所があるため、数は一致しない）



22

業務管理体制の届出について

- 平成24年4月1日から障害者（児）施設の事業者（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられた。
- 業務管理体制整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、県、市町村）に届け出る。

※ 届出に必要な様式は、下記にて確認してください。
県ホームページ>産業・働く>介護・福祉サービス
業>業務管理体制の整備に関する事項の届出につい
て (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470197/>)

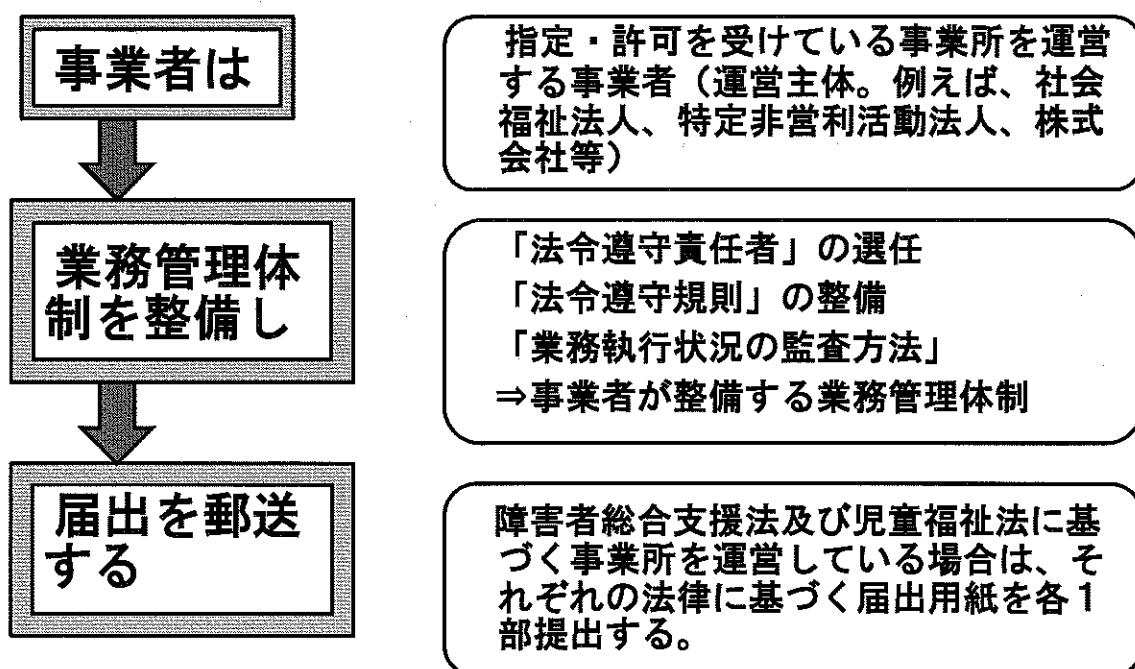
23

業務管理体制の整備とは

- 指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るために体制が整備されているかどうかを指すもの。
- 具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされる。

24

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！



25

併せて、平成24年に制度改正が行われました

2 休止・廃止届が事前届出制に

- 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変更。
- 立入検査後、10日以内に指定権者（県）が聴聞決定予定日を事業者に通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当。

26

併せて、平成24年に制度改正が行われました

3 休止・廃止時の利用者への サービス確保が義務化

- 休止・廃止時における利用者に対する
継続的なサービス提供のための便宜提供が
義務付けられた。
この義務を果たさない場合、
県知事は勧告・命令を行うことができる。

27

併せて、平成24年に制度改正が行われました

4 指定の取消しにおける連座制の見直し

- 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的
的関与が確認された場合に連座制が適用されるこ
ととなった。
- 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等に
おける密接な関係を有する法人が指定の取消しを
受けた場合が追加された。

28

障害福祉サービス事業者等 業務管理体制確認検査（一般検査）の実施について

- ・神奈川県では、届出のあった業務管理体制の整備内容及び運用状況を確認するため「神奈川県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」を策定。
- ・県に届出のあった全ての事業者を対象として、平成25年度から定期的（概ね3年1回）に確認検査（一般検査）を実施する。
- ・指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し特別検査を実施する。

29

事故報告について

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告について（通知）」（平成25年4月9日付け、参照）
 - 1 事故が発生したら、必要な措置を講じるとともに、第一報を入れる。
 - (1) 事業所所在地の市町村障害福祉主管課
 - (2) 当該利用者の支給決定市区町村障害福祉主管課
 - (3) 県障害サービス課監査グループ
 - 2 第一報後、再発防止策等を検討の上、事故報告書をそれぞれに郵送。

30

3 事故報告をする事故の概ねの範囲。その他必要に報じて報告。

- (1) 死亡
- (2) 骨折
- (3) 誤嚥
- (4) 食中毒
- (5) 感染症※
- (6) 所在不明
- (7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- (8) その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等

※ インフルエンザについては、集団感染をした場合（休業等を伴う場合）に報告。また、これとは別に保健所等への報告義務等については、適切に対応のこと。